

## 平成 30 年度香南市社会福祉協議会事業計画書

### 【基本方針】

近年、経済的困窮や社会的孤立等の社会問題が深刻化する中、既存の制度では対応できない様々な福祉課題・生活課題が顕在化しており、このような課題を地域住民が「我が事」としてとらえ、「丸ごと」受け止め対応できる地域づくりが求められています。

このような中、28年度からスタートした生活支援体制整備事業では、地域の多様な主体が連携・協力し、見守り支え合える地域のしくみづくりを推進しています。

誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進する社協は、こうした地域課題や制度等に的確に対応し、その解決に向けて地域住民とともに進めていきます。また、各関係機関・団体と連携を強化するとともに、地域ネットワークの構築と地域住民一人ひとりの積極的な参加による支え合いのまちづくりに向け、活発に地域福祉活動を推進していきます。

### 【重点目標】

1. 法人運営の組織基盤の充実
2. 第2期地域福祉活動計画の推進
3. 在宅福祉サービスの充実
4. ファミリー・サポートセンター事業の推進
5. 生活支援体制整備事業の推進
6. 子どもの居場所づくりの拡充

### 【実施計画】

#### 1 法人運営事業

##### (1) 組織基盤の充実

理事会、評議員会に加えて、会務・事業運営の効率化を図るため、総務委員会、地域福祉委員会、在宅福祉委員会を置き、組織運営の円滑化及びガバナンスの強化を進めます。

##### (2) 社会福祉活動顕彰及び啓発事業

社会福祉活動に貢献された方々を顕彰し、感謝の意を表すとともに福祉の心を育みます。

##### (3) 法人後見事業

成年後見を受任し、判断能力が不十分な方の権利擁護を行います。また、地域住民に対し、制度の周知及び情報提供を行います。

#### (4) ボランティアセンター事業

##### ① ボランティア活動の啓発及び学習会・講座の開催

ボランティアに関する情報収集やニーズ把握を行い、学習会や講座を開催します。また、広報誌の発行（年4回）やボランティアセンターのチラシを作成するとともに、ホームページを通し情報提供に努めます。

##### ② 災害ボランティアセンター体制拡充

協力機関とのネットワークの構築や災害ボランティアセンターの設置・運営ができる体制づくりを行うために研修会や会議を開催し、体制づくり強化のために、弁護士や司法書士、建築関係団体等と新たにネットワークの構築を図ります。また、災害発生時に災害ボランティアと活動が円滑かつ効果的に行えることを目的に、近隣社協（南国市・香美市）と合同で模擬訓練を開催します。

##### ③ ボランティアポイント制度の実施

ボランティア活動への積極的な参加を促し、ボランティアの育成をするとともに、介護予防の推進に努めます。また、登録者数の増加と受入施設の拡充を図り、広く地域住民に周知していきます。

受入機関については、再度ニーズ調査を実施し、コーディネートを円滑に行うことができるよう努めます。

#### (5) 地域福祉活動計画の推進

社会福祉法の改正により、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取組みを実施する責務等、一層の自覚を持った対応が求められており、社協は、地域福祉を推進する中核的な組織として、これまで以上に地域の福祉課題、生活課題に即応した福祉活動の開発・実践に率先して取組みます。

また、介護サービスだけでなく、地域の自助、互助を最大限に活用することが必要であり、生活支援体制整備事業等との連携を活かし、今後、多様な生活支援の充実や地域における支え合いの体制づくり等に積極的に取組みます。

##### ① 地域福祉活動への参加を促す仕組みづくり

地域住民を中心に地域の課題整理や取組み内容の検討をおこないます。また、社会的孤立の解消のため個々に合った地域活動への参加の促しや取組みを検討します。

##### ② 福祉のこころ育て

さまざまな体験活動を通し、ボランティア精神や社会連帯の精神を育むとともに生きる力を育成するため、地域住民を対象とした福祉教育をおこないます。

##### ③ 関係機関等との連携の強化

関係機関と情報交換をする等連携を強化し、ネットワークの拡充を図ります。

##### ④ 介護予防・日常生活支援総合事業、生活支援体制整備事業の推進

## (6) 職員研修の充実

職員の資質向上や情報共有、各事業所間の連携強化のため、研修等の報告や事例検討の場を設け、積極的に相互理解を図り、日頃の業務の振返りに務めます。

また、組織力を活かし、地域の課題を情報共有し、職員一丸となって取り組んでいくための体制づくりを強化します。

## 2 総合相談事業

地域の人々のいろいろな悩みや問題を解消するため相談事業を行います。

- \* 一般相談 相談窓口としての周知を行い、各種関係機関と連携し、情報提供するとともに問題解消に努めます。
- \* 法律相談 弁護士による相談所を開設します。

## 3 会費事業

### (1) 会員の拡大及び広報活動

社協活動への理解と協力を求めていくために、各種事業の紹介や地域の情報を掲載し、地域に根ざした広報紙を年6回発行します。また、ホームページによる情報提供の強化を行います。

### (2) あげます～ください事業

押入れや物置に眠っている貴重な資源に新たな活動の場が見つかるように、「情報の収集」と「その情報の公開」をお手伝いします。

「あげます～ください」情報として、月1回全戸配布します。

「あげます」と「ください」が一致した場合、事務局が双方の意思を確認のうえ無料で物品を引き取り・お届けします。

## 4 生活保護つなぎ資金貸付事業

生活保護法に規定する要保護者であって、生活に困窮し、急迫する事情により出費を要する者等に対し、法による扶助費が支給するまでの期間における暫定的援護措置として生活保護つなぎ資金を貸付けます。

## 5 共同募金配分金事業

### (1) 高齢者福祉活動事業

#### ① 給食・配食サービス事業

ボランティア・民生委員等の協力を得て、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等の希望される方に、安否確認を併せて給食・配食サービスを行います。

#### ② ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯交流事業

高齢者の閉じこもり予防や他者との交流により、リフレッシュを図るため、交流事業を行います。

#### ③ 敬老会への協力

敬老会のアトラクション部門を担当します。

### (2) 児童福祉活動事業

#### ① 福祉ワークキャンプ

福祉をテーマとした学習をもとに、様々な体験活動を通し、自ら考え行動することで、生きる力を育成するとともに、他者を思いやる心やボランティア精神を育みます。

#### ② 三世代交流凧あげ大会

世代間交流や伝統文化の継承を支援するため、共催として協力します。

#### ③ 子ども農園

居場所の一つとしていやしの里農園を開放し、友だちや家族と農作業をすることで、自己肯定感を高め、自ら行動を起こすきっかけにします。

### (3) 母子・父子福祉活動事業

ひとり親家庭の家族間交流や、家族での外出機会の確保を目的に交流事業を行います。

### (4) 障害者福祉活動事業

#### ① 身体障害者社会見学

障害者の閉じこもり予防や、生きがい・楽しみを持てるよう他者との交流や外出の機会を設け、障害者の在宅福祉の充実に努めます。

#### ② 海遊交流会 カヤック・ヨット体験

自然とのふれあいや普段体験できないような活動を通して、楽しい充実した時間を過ごせるようにします。

#### ③ 障害児交流日帰り遠足

障害児とその家族の外出機会の確保や、家族間の交流により、生きがいや楽しみを持てるよう日帰り遠足を行います。

(5) 福祉教育推進助成事業

安心して暮らせる福祉社会を築くため、ボランティア精神や社会連帯の精神を育むとともに、児童・生徒を通じて家庭及び地域社会に対しても同様に啓発を図ることを目的として、香南市内の小・中学校の行う福祉教育事業に対し助成します。

(6) 歳末たすけあい事業

心豊かに新しい年を迎えられるよう、歳末にひとり暮らし高齢者等（当該年度の4月1日現在75歳以上）におせち料理を配ります。

## 6 福祉諸団体支援事業

福祉諸団体事務局業務等の支援及び諸団体との連携

各団体の意見を尊重し、任意団体として自主的・主体的活動を基本に連携し、事務局業務等を支援します。また、これらの団体活動の機会が広げられるよう情報提供をするとともに協働して地域福祉を進めます。

- \* 民生委員児童委員協議会事務局業務
- \* 高齢者クラブ連合会事務局業務
- \* 身体障害者連盟事務局業務
- \* 母子・父子団体事務局業務
- \* 戦没者遺族会事務局業務
- \* 明日葉会事務局業務

## 7 共同募金運動への協力

福祉活動の財源を確保するため、住民の善意に支えられた募金活動を支援します。寄せられた募金（一般募金・歳末たすけあい）は、地域福祉の充実に活用するとともにボランティア活動、福祉施設・団体活動に配分します。

- \* 高知県共同募金会香南市共同募金委員会事務局業務

## 8 受託事業

(1) 香我美高齢者生活福祉センター（指定管理受託）

香我美高齢者生活福祉センターの運営・管理を行い、居住者に対して各種相談・助言及び緊急時の対応、福祉サービスの手続きの援助、地域住民との交流のための各種事業及び交流の場の提供等を行い、高齢者の福祉の増進を図ります。

## (2) お達者教室事業

介護保険法に規定されている地域支援事業のうち、一次予防事業対象者に対し、運動機能・口腔機能の向上、栄養改善、認知症予防プログラムを組み合わせ提供することにより、対象者の生活意欲を向上させるとともに、生活機能の維持向上を図り、要介護状態への移行防止を目的とします。

### \* 事業内容

香我美高齢者生活福祉センター（みかんの里）を拠点とし、市内 3 か所（サテライト型）で運動機能・口腔機能の向上、栄養改善、認知症予防プログラムを組み合わせた複合型プログラムを実施します。

### \* 実施場所・曜日

地区名	実施場所	実施曜日
香我美	香我美高齢者生活福祉センター （みかんの里）	月～金曜日（週 5 回）
野 市	のいちふれあいセンター	月～金曜日（週 5 回）
夜 須	夜須福祉センター	月～金曜日（週 4 回）
吉 川	吉川総合センター	金曜日（週 1 回）

\* 利用時間 午前 10 時から午後 3 時

\* 利用対象者 65 歳以上の方で、①介護保険未認定者

\* ②介護認定が要支援 1、または要支援 2 の方

\* 参加費 利用料 250 円、昼食代 500 円（おやつ代含む）

\* 職員体制 運営責任者（コーディネーター） 1 名、支援員 3 名

## (3) 生活困窮者自立支援事業（生活サポートセンターこうなん）

様々な理由で生活に困窮している方を早期に発見し、困窮状態から脱却できるよう、課題を一緒に整理し、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援を行います。

① ハローワーク、障害者支援機関、若者サポートステーション等関係機関と密に連携を図りながら、困窮者の就労支援に努めます。

② 必要であれば他の関係機関につなぎ、継続的に支援を行っていきます。

③ ご本人が抱えている多様で複合的な問題に対し、個々の事情に合わせた伴走型の支援を行っていきます。

④ 地域に今ある社会資源を最大限に活かし、困窮者が地域の中で暮らしやすい環境を整えていきます。

## (4) ファミリー・サポート・センター事業

地域で子育てをしやすい環境づくりを推進するために、登録会員の増員に努めます。事業の普及のため広報活動を継続的に行うとともに、情報誌やホームページを活用し情報発信をします。また、会員対象の講習会や研修会、交流会等を開催し、知識の向上を図るとともに、顔の見える関係づくりを目指します。さらに、他のセンターと情報交換・共有に努め、広報活動を強化します。

(5) 生活支援体制整備事業

地域の様々な生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の促進を図り、地域における支え合いの体制作りを行うことを目的とします。

- ① 地域ニーズの把握
- ② 社会資源及び地域資源の情報収集・把握・開発等
- ③ 関係機関との情報共有及びネットワークの構築
- ④ 地域住民や関係機関に対する事業の周知
- ⑤ 第1層協議体の設置
- ⑥ 職員のスキルアップのための研修等への参加

(6) 生活福祉資金貸付事業

県社協から委託を受けて、生活福祉資金貸付業務の取次を行い、低所得者の生活の安定を図ります。

(7) 日常生活自立支援事業

県社協から委託を受けて、判断能力が不十分な方が、地域において自立した生活がおくれるよう支援します。

- ① 福祉サービスの利用援助
- ② 日常的金銭管理サービス
- ③ 書類等の保管サービス
- ④ 地域住民や関係機関等に対する制度の周知及び情報提供
- ⑤ 専門員・支援員のスキルアップのための研修等への参加
- ⑥ 支援員の増員と育成
- ⑦ 成年後見事業、生活困窮者自立支援事業等と定期的に情報共有を行う
- ⑧ 有事に備え、関係機関との役割分担や金融機関での手続きについて情報共有・確認を行う

## 9 障害福祉サービス事業

(1) 障害福祉サービス事業

利用者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように配慮を行い常に尊厳を守りながら心身その他の状況及びその置かれている環境、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように支援を行います。

また、障害の特性を理解した専門のヘルパーが各サービスを行い、地域や各関係機関との連携を図りながら社会参加や地域での生活を支援します。

## (2) 指定相談支援事業

利用者（児）の意志と人格を尊重し、多様な特性や心身の状態に応じて、その有する能力や適性を踏まえ専門的な観点からいつでも、どこでも必要なサービスを利用し、自立した日常生活を送り社会参加できるように取り組みます。このため、多様な事業所や機関から適切な保健、医療、就労支援、教育等のサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう情報提供や助言・援助等の相談支援を行いません。

## 10 介護保険事業

### (1) 居宅介護支援事業

- ① 利用者が要介護状態となった場合でも、できる限りその自宅や地域において自らの自由な選択に基づき、かつ有する能力に応じた日常生活を送ることができるよう、関係機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に結びつくよう必要な援助をおこないます。
- ② 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立って、提供する指定居宅サービスが特定の種類、または、特定のサービス事業者に不当に偏ることがないように、公正かつ中立的におこないます。
- ④ 利用者並びにその家族に対して、懇切丁寧に行うことに努めます。
- ④ 認知高齢者が増加していく状況に対応していくために、認知症についての知識を高め、認知症利用者の在宅生活に向けて質の高い支援をおこないます。
- ⑤ 質の高いケアマネジメントを目指すため、研修会等に積極的に参加し、業務に活かせるよう努めます。

### (2) 訪問介護事業

要介護状態にある利用者に対し、居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るように配慮し、身体介護その他生活全般にわたる援助を行います。

#### ① 利用者の生活の質の向上

利用者、家族のニーズを尊重すると共に、常に尊厳を守りながらその立場に立ったサービスを提供します。また、一定のサービスが提供できるよう標準化したマニュアルをもとに見直しや追加をして周知徹底を行い、質の高い介護サービスの提供に努めます。

#### ② 訪問介護員の資質の向上

質の高いサービスが提供できるよう自己研鑽に努め、定期的にヘルパー定例会を行い、情報交換や情報の共有をし、また、積極的に研修会等に参加し技術や知識習得を目指します。

### ③ 関係機関との連携

行政、居宅介護支援事業所、他の居宅サービス事業所その他保健・医療機関と密接に連携し情報交換や情報の共有に努め、より良いサービスの提供に努めます。

### ④ 人材確保

人材確保を行い、安定してサービスを提供できる体制を作ります。

## 第1号訪問事業

要支援認定を受けられている方で、すでにサービスを利用し、継続した支援が必要な方や、日常生活に支障があり専門的な配慮が特に必要な方に対して、在宅で自立した日常生活が送れるように身体介護や生活援助の支援を行います。また要支援状態を自立や機能維持が出来るように個別援助計画を作成し支援します。

### (3) 通所介護事業所

利用者ひとり一人の意思を尊重し、在宅で充実した生活が送れるよう、食事、入浴、そのほか必要な日常生活上の支援や生活機能訓練を行い、心身機能の維持や向上を図り、利用者・家族のニーズに合ったサービスを実施します。

#### ① 利用者への個別ケア

利用者ひとり一人の意思を尊重し、心身機能の維持や向上を図り、ケアプランに沿った通所介護計画書を作成し、計画に沿って介護サービスを行い、利用者が出来る限り在宅で元気で安心して過ごせるよう支援に努めます。

#### ② 家族との信頼関係の構築

家族と通所介護での日々の状態や変わったことなどを共有し、各関係機関とも連携をとり、家族が安心してサービスが利用できるよう円滑なコミュニケーションに努めます。また、施設内で行事等を広報紙等で情報提供を行います。

#### ③ 介護サービスの質の向上

通所介護事業に関わる職員の定期的な勉強会、研修会への参加を行い職員一人一人の知識及び技術の向上を図ります。

## 第1号通所事業

在宅で充実した生活が送れるよう食事、入浴、そのほか必要な日常生活上の支援や生活機能訓練を行い、心身機能の維持向上を図り、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指します。

### (4) 基準該当訪問入浴介護事業

利用者が可能な限り居宅において生活ができるよう入浴介助を行い、身体の清潔保持、心身機能の維持向上を図ります。また、関係機関と密接に連携し、情報交換や情報交換や情報の共有に努め、家族との信頼関係を築き、より良いサービスの提供に努めます。職員は研修会等で介護技術を磨き、サービスの質の向上をめざします。

## 11 リフレッシュ移動サロン事業

香南市に居住する概ね70歳以上の独居及び高齢者世帯に対し、閉じこもり防止と心身のリフレッシュを目的として、日常生活用品の買い出し等の支援を行います。地域福祉支援員の各地区への訪問活動や利用者へのアンケート調査等でニーズの把握を行い利用者の拡大に努めます。また、広報誌等で事業の周知を図ります。

## 12 介護保険外福祉サービス事業

香南市在住の65歳以上の方、40歳以上で病気が原因で要支援・要介護状態になった方に対して、適切に相談に応じ介護保険外福祉サービスを可能な限り柔軟に提供し心身の健康を保持し、生きがいを持った生活が送れるように支援します。

## 13 地域福祉事業

### (1) 地域福祉活動

地域福祉支援員設置規程に基づき、住民ニーズの把握や住民主体のまちづくりを進めるため、積極的に地域に出向き地域福祉活動を推進します。

### (2) 地域交流事業

四季折々の行事を行い、地域や世代間交流を実施します。

### (3) 役職員研修

資質の向上を目的として、全国会議等へ参加します。

### (4) 香南市介護支援職員派遣事業

香南市の学校が行う野外学習や修学旅行等に介護支援職員を派遣し、入浴等の介助及び引率教職員の補助を行います。

### (5) 地域福祉推進団体助成

地域福祉事業助成金交付要綱に基づき、地域支えあいの事業等を実施する団体に対し、費用の一部を助成します。

### (6) 子どもの居場所づくり

子ども同士が自由に集える場が少ない、見守りの必要な家庭の実態が見えない等の課題に対し、保護者の孤立感や負担感を軽減する場、地域における見守りの場として居場所づくりを展開することで、その解決を図るとともに、子どもたちが存在価値や自己有用感を得るきっかけとなるよう取組みます。

#### ① 昼食の提供

食の確保や他者と食事をする事の楽しみを得られるよう昼食の提供を行います。

#### ② 日中活動の場づくり

参加者同士の交流や子どもが選択して自由に過ごせる場づくりを行います。

#### ③ 見守り体制の整備

関係機関と連携し、見守りが必要な子どもや家庭への情報提供等、見守り体制の整備を行います。

④ こども農園の創設

子どもの居場所の一つとして、週末にいやしの里農園を開放します。友達や家族と共に、自然に関わったり、農作業をすることで自己肯定感を高めます。

## 平成30年度 月別行事計画

通所介護事業所みかんの里  
第1号通所事業所みかんの里

### 《目標》

季節の移り変わりを感じられるよう配慮し、地域交流・レクリエーション等を通して、充実した時間を提供できるようにする。

### 《行事内容》

- ・ 地域との交流を図る。(保・幼・小・中学生)
- ・ お達者教室との交流(運動会・敬老会・忘年会)
- ・ 四季折々の行事・活動の実施
- ・ 集団及び個々に応じたレクリエーション
- ・ 個別的な運動の提供
- ・ 季節行事に合わせた食事やおやつを提供
- ・ おやつ作りやアクティビティ

月	行 事 ・ 活 動 計 画
4月	お花見(桜)
5月	こいのぼり運動会、消防訓練(自主)
6月	お花見(紫陽花)、七夕飾り製作
7月	七夕祭り、プチ夏祭り
8月	消防訓練、秋祭りにむけての創作
9月	敬老会(幼稚園、踊り等)、散髪ボランティア
10月	秋祭り(地域との交流会)、ハロウィン(仮装)職場体験(中学生)
11月	交流会(サツマイモ掘り)、小学生との交流
12月	クリスマス会兼忘年会・消防訓練(自主)、バザー
1月	新年会、もちつき
2月	節分(豆まき)、香我美幼稚園との交流、消防訓練
3月	ひな祭り
毎月	誕生会、おやつ作り、アクティビティ(希望者) ポイント評価のランキング発表

## 平成30年度 月別行事計画

通所介護事業所ほっとやす  
第1号通所事業所ほっとやす

### 《目標》

安定した日常生活が営めるよう、安心・安全なサービスを提供し、季節感を取り入れた行事や地域交流、レクリエーションや個別運動を行うことで心身機能の維持向上を図り、楽しく充実した時間を過ごせるようにする。

### 《行事内容》

- ・地域との交流を図る。
- ・ボランティアサークルとの交流
- ・お達者教室との交流（運動会、敬老会、クリスマス忘年会等）
- ・四季を楽しむ季節ごとの行事を行う。
- ・個々に応じたレクリエーション・機能訓練の提供

月	行事・活動計画
4月	音楽療法
5月	5月節句（こいのぼり飾り）、こいのぼり運動会、消防訓練（自主、火災）
6月	消防訓練、音楽療法
7月	七夕祭り、絵手紙教室
8月	音楽療法、小学生（学童保育）との交流
9月	敬老会、散髪ボランティア、秋祭り、実習生受け入れ（大学生）
10月	音楽療法
11月	消防訓練（自主、地震）、野市小及び夜須小学生との交流
12月	クリスマス忘年会
1月	正月遊び、消防訓練（自主、風水害）
2月	音楽療法、消防訓練
3月	ひな祭り（お雛様飾り）
毎月	誕生会、おやつ作り